

社団 法人 豊島法人会報

昭和52年12月1日

十二月号

(No. 14)



目 次

表 紙	1
地域別税務懇談会開かる	2
講習会終る	
署幹部と婦人経営者との座談会開催	3
青年部会だより	2
納税表彰式と受彰者紹介	4
職員の紹介	4
税務署だより	5
アンケートについてのお願い	5
税のことわざ集(6)	5
社長実務学	
「不況時の仕事の取り方」	6 ~ 7
社長健康学(3)	7
豊島区の風土記	8
海外旅行記(3)	9
国民金融公庫融資のお知らせ	10
特定退職金共済制度について	10
都税事務所だより	11
十二月行事予定	11
都税事務所だより	12
源泉所得税実務講座ご案内	12
初級簿記講座ご案内	12
あとがき	12

1、給与特別減税額の還付未済金額がある場合には、まず、給与特別減税額の還付未済金額を還付し、その後に年末調整の過納額の還付をしてください。

2、給与特別減税額の還付未済金額がある場合には、まず、給与特別減税額の還付未済金額を還付し、その後に年末調整の過納額の還付をしてください。

3、本年十二月末になつても、給与特別減税額の別減税額の還付をしきれない場合には

〔アンケートの提出〕
来春一月三十一日までに「支払調書等の合計表」に添えて御提出願います。

豊島税務署 申告指導担当



アンケートについてのお願い

師走に入り、いよいよ年末調整のシーズンとなりました。国税庁の試算によると、ことしは四月に減税があつた関係で大多数の人々に税金が戻つて来ることです。

さて、年末調整が終りましたら次のこ

とに御注意くださるようお願いします。
1、一月から十一月分までの源泉所得税の納付済ではないか。

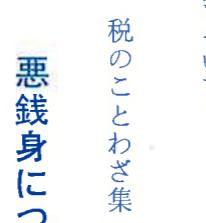
2、十二月分納付書には、「年末調整による過不足税額」欄に、年末調整により精算した人員と過不足税額を記入して納付してください。

なお、過納額を還付したことにより納付する税額がなくなった場合でも、納付書(微収高計算書)は必ず税務署に提出してください。

3、過納額が多いため、充当が長期(三ヶ月以上)にわたる場合は、給与の支払者が「残存過納額明細書」を税務署に提出して、税務署から還付を受けることができます。

4、給与特別減税額の還付未済金額がある場合には、まず、給与特別減税額の還付未済金額を還付し、その後に年末調整の過納額の還付をしてください。

5、本年十二月末になつても、給与特別減税額の別減税額の還付をしきれない場合には



悪錢身につかず



本来の事業活動に使えません。あげくの果てに脱税が見つかれば、重加算税などが課税され、後にはほとんど何も残らないでしょう。別につまらないものに使つてしまい、後に残らないということのようです。

たとえば、脱税者がいくら架空名義や無記名の預金をたくさん持つっていても、たまらないものに使つてしまい、後に残らないということのようです。

そこで説明会、講習会等の内容の充実を図り、皆様の御期待にそろそろ、昨年の暮から今年の春にかけて、「皆様方が説明会等で何を求めるか、何を希望されるか」についてアンケートをお願いしました。回答を戴いたアンケートは、すべて希望項目毎にコンピューターに記憶させております。従いまして、これから説明会等は希望の多い項目から順次実施していくことを考えております。

つきましては、未だアンケートを戴いてない方につきましては、次の要領により御提出下さるようお願い致します。

〔アンケート用紙の送付〕
十二月上旬に該当の各会社宛送付致します。

ところで、詐欺やドロボウでもうけたお金には課税されるのでしょうか。
もちろん課税されますし、詐欺師やドロボウで大金持ちになった話は聞きました。これなど、まさに「悪錢身につかず」です。

十一月十五日、豊島税務署の昭和五十一年度納税表彰式が東方会館に於いて国税局長はじめ、ご来賓の各位ならびに関係団体の役員多数のご臨席のもとに盛大に挙行された。

栄ある表彰を受けられた方々は次のとおりで、いづれも永年にわたりそれぞれの組織の充実にはもちろんのこと、納税道義の高揚、税知識の普及に尽力された方々である。

尚、今回当法人会長今井剛氏が国税局長表彰を受けましたが、今非会長が受彰されるまでの功績について小田副署長より紹介がありました。

中野 稔(社団法人豊島法人会広報委員長)
河原 高(財務副委員長)
鳥越卓次郎(常任理事)
飯野 虎雄(指導副部長)

今井 剛(社団法人豊島法人会長)
植松 輝一(社団法人豊島法人会常任理事)
佐久間政義(事務副部長)
松本 彰三(常任理事)
佐川 房一(豊島納税貯蓄組合連合会監事)
南 芳蔵(常任理事)
練木藤七郎(常任理事)
高田 敬一(東京小売酒販組合目白高田支部長)

三木 清一(常任理事)
鴨下 雅男(長崎支部副部長)
石原 留男(東京税理士会豊島支部副部長)
太田 金吾(常任理事)
小幡 義昌(常任理事)
高田 敬一(東京小売酒販組合巢鴨支部長)
鈴木 康弘(㈱東武百貨店商品管理部次長)

(4)

昭和五十二年度

納税表彰式挙行

手島富五郎(豊島納税貯蓄組合連合会理事)
田島弥太郎(監事)
山口 東三(豊島青色申告会理事)
瀬川 重行(常任理事)
花井 実(東京小売酒販組合目白高田支部長)
宮坂 恵子(常任理事)
小田 好雄(常任理事)
前沢 達夫(常任理事)

坪内 才吉(常任理事)
大隈 達也(常任理事)
里見 正平(豊島物品税連合協議会常任理事)

多田 熱(社団法人豊島法人会常務委員長)
馬場 啓介(事業委員長)
鈴木 恒雄(常任理事)
服部 修(相談役)
仲村 光義(豊島納税貯蓄組合連合会理事)
飯野 虎雄(指導副部長)

中野 稔(社団法人豊島法人会広報委員長)
河原 高(財務副委員長)
鳥越卓次郎(常任理事)
飯野 虎雄(指導副部長)

今井 剛(社団法人豊島法人会長)
植松 輝一(社団法人豊島法人会常任理事)
佐久間政義(事務副部長)
松本 彰三(常任理事)
佐川 房一(豊島納税貯蓄組合連合会監事)
南 芳蔵(常任理事)
練木藤七郎(常任理事)
高田 敬一(東京小売酒販組合目白高田支部長)
鴨下 雅男(長崎支部副部長)
石原 留男(東京税理士会豊島支部副部長)
太田 金吾(常任理事)
小幡 義昌(常任理事)
高田 敬一(東京小売酒販組合巢鴨支部長)
鈴木 康弘(㈱東武百貨店商品管理部次長)

(4)

尚、引き続き豊島納税協力団体協議会の表彰式が行われた。之は六团体長の申し合せにより本年度より各所属団体に於いて功績のあった方々を協議会として表彰することになったものである。

来る表彰を受けられた方々は次のとおりである。

中野 稔(社団法人豊島法人会広報委員長)
河原 高(財務副委員長)
鳥越卓次郎(常任理事)
飯野 虎雄(指導副部長)

今井 剛(社団法人豊島法人会長)
植松 輝一(社団法人豊島法人会常任理事)
佐久間政義(事務副部長)
松本 彰三(常任理事)
佐川 房一(豊島納税貯蓄組合連合会監事)
南 芳蔵(常任理事)
練木藤七郎(常任理事)
高田 敬一(東京小売酒販組合目白高田支部長)
鴨下 雅男(長崎支部副部長)
石原 留男(東京税理士会豊島支部副部長)
太田 金吾(常任理事)
小幡 義昌(常任理事)
高田 敬一(東京小売酒販組合巢鴨支部長)
鈴木 康弘(㈱東武百貨店商品管理部次長)

職員紹介

今井 剛(社団法人豊島法人会長)
植松 輝一(社団法人豊島法人会常任理事)
佐久間政義(事務副部長)
松本 彰三(常任理事)
佐川 房一(豊島納税貯蓄組合連合会監事)
南 芳蔵(常任理事)
練木藤七郎(常任理事)
高田 敬一(東京小売酒販組合目白高田支部長)
鴨下 雅男(長崎支部副部長)
石原 留男(東京税理士会豊島支部副部長)
太田 金吾(常任理事)
小幡 義昌(常任理事)
高田 敬一(東京小売酒販組合巢鴨支部長)
鈴木 康弘(㈱東武百貨店商品管理部次長)

(4)

十一月一日より左記の方が事務局職員として勤務されることになりましたので御紹介致します。

尚、業務は主として涉外関係を担当の予定です。



十一月一日より左記の方が事務局職員として勤務されることになりましたので御紹介致します。

尚、業務は主として涉外関係を担当の予定です。

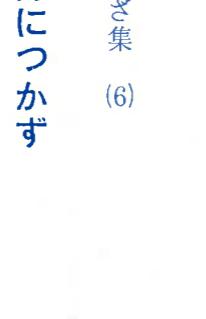
十一月一日より左記の方が事務局職員として勤務されることになりましたので御紹介致します。

尚、業務は主として涉外関係を担当の予定です。

(4)



悪錢身につかず



(5)

不況時の仕事の取り方

田中要人

(会社業務総合研究所所長)

作戦台帳で相手を攻略

新しい得意先を開拓していくことも大切である。取引きのできそうな相手を計画的に見付け出し、意欲的に体当りしていく。

ある中級の印刷会社は高性能の輸送機を設備しているが、仕事がとぎれることもある。そこで、急ぎの仕事をかかえたテランが出来向くので、売上高は倍増したという。

開始前から出向いて注文をうかがう。他の営業マンは早くても昼頃なので、急な入用品などは早速注文が出るが、地もとなので折返し納品する。しかも注文取りには相手の質問や交渉に即答できるペースで、出向くので、売上高は倍増したという。

つぎは、コネを探して新しいコネをつくり、これを利用して売上げを伸ばすこと。少しでも役に立ちそうなコネを列挙して、一人ずつ利用の仕方を研究し、その結論に基いて実行に移す。ある会社では、さる大会社の購入課長にちょっととした縁故があつたので、ごく内密で営業顧問になつてもらい、商品の売り込みを斡旋させた。もちろん口をきいてもらうだけだが、これが注文の獲得に大きく役立つたのである。またある会社のセールスマ

長びく不況で仕事が減れば、使用人や機械設備を遊ばせることになる。しかも在庫品は累増する。また、代金の支払が悪くなつて資金繰りが苦しくなるうえ、経費は毎年増えていく。結局、差し引き赤字経営に転落するというのが現況——。こういうときに、どうすれば仕事が取れるか。

まずは、販売と営業のやり方——例え

ば、外売の地域を人手を増やさないで広げ、他の業界にも手を伸ばしていく。そして、他社のできない製造や販売の方法を考案して実行する。横浜市内で工場消耗品を販売しているある会社は、販売先を中小工場から大工場に広げ、毎朝事務を

ある。

法令様式を販売しているある会社は、経営が堅実で同業者も追随できないといわれている。この会社が扱う法令の様式は、千種類ほどあるが、小売店の店員でその内容と使い方をよく知つていなければ、商売にならない。しかし、一朝一夕に教えこむわけにはいかない。それをよく覚えるように指導するという努力を積み重ねているが、こうしたことでも太刀打ちできないであろう。さらに、千種類という様式を客の求めに応じて、即座に取り出さなければならないが、そうした店内の整理と保管が合理的に行われている。一般的の商店ではとてもむずかしいのではないだろうか。もう一つ見のがせないことがある。法令様式の値段はいずれも安いが、消費者が自分で作ればめんどうで、しかも高くつく。そのところをよく考え、値段の安いものを独自の印刷方式でさらに安く作っている。こうした経営努力で他の追随を許さず、販売の地盤を固めて営業成績を上げているとう。

製造や販売に巧妙な企画を立ててコストを下げる、値段が安く性能のよいもので販路を広げる。そういう恰好にならなければならぬ。

(「法人の税務」より転載)

ンは、訪問した会社の守衛に煙草を二、三箱にぎらせて親しくなり、資材課の誰かを紹介してくれと頼んだところ、たまたま守衛の甥がいた。この甥から主任に話しが通じて試しの取引きとなつたが、商品を少々安値で正確に納め、しかもこれを何回か続けて、常時取引きをすることになったという。

よい商品を少々安値で正確に納め、しかもこれを何回か続けて、常時取引きをすることになったという。

話しが通じて試しの取引きとなつたが、商品を少々安値で正確に納め、しかもこれを何回か続けて、常時取引きをすることになったという。

他の追随を許さぬ商法

注文を取る担当者の工夫も大切だ。

ある会社では、工場長や職長、製造課長など営業部員以外の者を活用して、よい成績をあげている。こういう人々は、同業者の幹部などに知人や友人が案外多いから、そうした人々のコネで注文を取りやすい。企業によつては、この手が効果的方法である。すでに取引きをしていて親近感と信頼感を得ているから、巧くやれば取引の範囲を広げやすい。

販売努力とコネの活用

長びく不況で仕事が減れば、使用人や機械設備を遊ばせることになる。しかも在庫品は累増する。また、代金の支払が悪くなつて資金繰りが苦しくなるうえ、経費は毎年増えていく。結局、差し引き赤字経営に転落するというのが現況——。

こういうときに、どうすれば仕事が取れるか。

まずは、販売と営業のやり方——例え

ば、外売の地域を人手を増やさないで広げ、他の業界にも手を伸ばしていく。そして、他社のできない製造や販売の方法を考案して実行する。横浜市内で工場消耗品を販売しているある会社は、販売先を中小工場から大工場に広げ、毎朝事務を

▼社長健康学 ▼(3)

ガンで死なないために

近藤宏二

躍進しているガン医学

医学のすべての分野で前進があり、躍進があるように、ガン対策の分野でもそれが顕著である。この原稿をお読みになつた方々は、一レ三項ですべとしないで、「ガンに関する情報の提供と提言」を真正面からうけとめ、「今年はこれでよい」としながらも、「五年後は十年後はその時点での最善策」により、ガンに立ち向うことが望ましい。これはまた、私自身がそうしつつあり、そうして行く姿勢である。

① ガンのできる原因は人体(動物でも)に特殊のウイルスが入り、ある場合は急性の発病(白血病などの血液ガン)をおこすが、多くの場合は特定の場所(胃や

腸)で発病する。この発病原因は、② そこで発ガンをおさえる予防ワクチンによって、効果があげられる。このワクチンは、③ ワクチンや制ガン剤は、身体のどこに

にできたガンであるかによって、効果がちがう。制ガン剤には有効でも副作用のあるものもある。身体の部位部位での発

がんウイルスは違うかも知れない。そこで制ガン剤と漢方薬の併用療法を現在

の中国では研究を進めている。その全貌を示す中国の論文集の全訳が最近完成、私の監修で日々出版される。世界のガン

で早期診断のできる日がくる。あと十

年か二十年以内に、今の三十才代、四十

才代、つまり次の重役、社長さんならば

ガンで死なくなる。

④ 将来、血液の反応で身体のどこかにガンが発生したかを診断する方法が発見され実用化される。これにより手術をし

ないでワクチン、薬物、アイソトープなど

治療学に大きな波紋を投げかけるであ

る。

⑤ ガンに効く薬物やワクチンなど、新

聞、雑誌で今後もつづきに紹介され、マスコミをにぎわすことになろうが、愛

読者諸賢は、さきに述べた「ホームドクター」に相談するのがいちばん間違いない。私は四年來、自由国民社の現代用語辞典の医学編を担当しているので、そ

の年々の新発見や新情報をご覧ください。

(完)

◎ 国民金融公庫よりのお知らせ

◇ 東京法人会連合会の

中小企業倒産対策緊急融資のあらまし

国民金融公庫では、関連企業の倒産により資金繰りに困難をきたしている中小企

業の方に対し、緊急融資を行うことになりました。

融資対策

取引先企業が事実上倒産したことにより、資金繰りに困難をきたしている中小企業の方で、倒産企業への売上債権を五〇万円以上有している方又は売上依存率が二〇%以上の方が対象となります。なお、事実上倒産した企業と直接取引がなくても、間接的に影響を受けて資金繰りに困難をきたしている中小企業の方も対象となります。

売上債権の回収困難、売上減少等のため緊急に必要となる運転資金

貸付限度等

既往貸付状高にかかわらず五〇〇万円以内。

なお、担保についてはできるだけ弾力的に取扱います。

貸付利率

貸付利率は、年七・六%です。ただし、次の場合には貸付利率が軽減されます。

(1) 倒産企業に関するある企業のいずれかに対しても民間金融機関が金利軽減措置をとった場合で、

①月商の一〇以%以上三〇%未満に相当する額の被害を受けているとき

②月商の二〇%以上に相当する額の被害を受けているとき

年六・七五%以下に引下げるとき

年六・七五%

五年以内(場合によって一年以内の据置期間をおくことができます。)

昭和五十三年三月三十一日まで

なお、詳細については当支店あてお問合せください。

国民金融公庫池袋支店

特定退職金共済制度について

◎ 貨物法の施行

政府は、昭和五十二年四月一日、「貨物の支払の確保等に関する法律」(貨物法)を施行し、事業主に対し、社内預金と退職金に関する保全措置を義務づけることとしました。(社内預金は強行規定、退職金は努力義務規定)これは、長期にわたる不況によって、経営の不振、さらには倒産といった事態にいたる企業が続発し、社内預金の返還不能、退職金の不払といった誠に不幸な状況が見られるところから、これを未然に防止することにその目的があります。

①退職金の保全措置を要しない事業主

質確法は、退職金の支払を約した事業主に、保全措置を求めるものですが、次

の事業主については、保全措置を要しないとしております。

②労使協定を締結した事業主

以上のうち最初の「法令に基づく社外積立退職金制度」とは、「中小企業退職金共済制度」、「社会福祉施設職員退職手当共済制度」、「適格退職金共済制度」

「厚生年金基金制度」、および「特定退

職金共済制度」をいいます。

②東法連の特定退職金共済制度

退職金は、従業員の老後生活を支える基本財源とされているところから、企業にとっても人材の導入、勤労意欲の高揚に不可欠の福利制度として重視されております。ところが中小企業においては、

単独で有利な退職金制度を実施することは極めて難しい情勢にあります。そのため、法人会では、かねてより、会員に対するサービス事業の一環として、法人会独自の退職金制度を実施すべく検討していました。折柄、政府が質確法を施

行したため、これを機会に昭和五十二年財團法人東法連特定退職金共済会を設立し、質確法に対処する制度として、「特定退職金共済制度」を実施することになりました。同制度採用の業主に対しては、質確法に規定する、退職金の保全措

置を免除されることになつております。

東法連の特定退職金共済制度は、次のような特色をもつております。

④退職金の給付率は、大企業並みに有利です。

⑤掛金は、全額事業主負担です。

⑥負担された掛け金は、全額損算算入で

きます。(従業員給与の上積みにもなりません。) (九頁につづく)

都税事務所だより

都税事務所だより

お送りする申告用紙で左記によりご提出ください。

記

一、申告期限: 五十三年一月三十一日

(火)までですが、なるべく一月十

七日(火)ころまでにお願いします。

一、申告先: 問合せ先: 資産所在地の都

税事務所です。

昭和五十二年中に、売買、相続などにより新たに住宅用地を取得した場合など左記の事項に該当する方は、五十三年一月三十一日(火)まで『固定資産税の住宅用地等報告書』を提出してください。

一、分筆、合筆、境界変更などにより住宅用地の地積(面積)を変更したかた

た。

一、住宅新築などにより土地を新たに住

宅用地として使用したかた。

一、住宅用地の全部又は一部を、家屋の

用途変更、業務用家屋の新築、住宅

のとりこわしなどにより住宅用地以

△ 昭和52年12月行事予定 △

(日 時)	(行 事)	(場 所)
12月 1日 (木)	13.30~16.30 年末調整説明会	東京信用金庫本店
2日 (金)	" "	"
5日 (月)	" "	富士銀行目白支店
6日 (火)	" "	"
7日 (水)	18.00~20.00 青年部会チャリティ忘年会	東方会館
8日 (木)	13.30~16.30 新設法人説明会	署地下会議室
9日 (金)	" 決算法人説明会	"
12日 (月)	13.30~15.30 理事会	"

○ 事業経営の方へ: 債却資産の申告を忘れなく

固定資産税の課税対象は、土地、家屋のほか事業用資産(建築設備、機械・装置、運搬具・什器・備品)などの償却資産があります。

これらの償却資産をお持ちの方は毎年

一月一日現在の所有状況を、十二月中に申告と問合せは資産所在地の都税事務所です。

東京都豊島都税事務所

講習会ご案内

源泉所得税講座実務コース

53年1月開講（1月～4月）1回2時間・10回

本コースは、現実に源泉徴収の実務を担当している方を対象に、日常発生する諸問題を中心に税法通達等を駆使し実践的に行います。なお「法人税実務講座」「源泉所得税講座基礎コース」を受講なさった方には是非おすすめします。なお今回は社会保険および住民税についても取り入れます。

（受講料——テキスト代其他として 1名 1,000円）

簿記講座

53年1月開講（1月～3月）1回2時間・10回

本コースは、初步から簿記を学びたい方々を対象に、日常発生する事例を中心に仕訳、元帳、記帳から決算までの経理事務を行えるよう指導をいたします。

（受講料——テキスト代其他として 1名 2,000円）

〔社〕豊島法人会事務局

東京都豊島区南池袋2-9-16 TEL 981-0034・985-8940

印刷所
星光印刷株式会社
編集人
～広報委員会
発行人
今井剛
発行法人
法人
豊島法人会
発行
法人
豊島法人会
電話
豊島区南池袋二の九の十六
（03）（九八一〇〇三四〇八九五八）

最後に御寄稿賜った方々に厚く御礼申し上げます。

地域別税務懇談会も約半数を消化致しました。一月末より巣鴨地区、池袋東口地区が始まります。多数の方々の参加を期待致します。

ところで会報も毎月発行ということでおてもとにお送り致しました。皆様の為の会報としてお役に立つべく努力致して居りますので、参考意見等をお寄せ下さいますようお願い致します。

早いもので不況のあらしの中で又師走を迎えてしました。毎日毎日が大変な御苦労の連続であろうと推察致します。どうか不況に負けないで頑張り抜いて下さい。

あⅡとⅡがⅡき